

# 監査事務所等モニタリング基本方針 (審査・検査基本方針)

－より実効性のある監査の実施のために－

公認会計士・監査審査会  
平成 28 年 5 月 13 日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでいる。

第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）においては、監査の品質のより一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として監査事務所等に係るモニタリングを実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

なお、本基本方針において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

## 【視点】

被監査会社を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス・コードの導入等によるガバナンスの強化、海外進出の加速化、取引の複雑化、IT 化の進展など大きく変化している。これに伴い、監査事務所においても、被監査会社の環境変化に応じたグループ監査や IT 対応等の監査手法の高度化への対応など、より高い視点からのマネジメントが求められている。

こうした中、近年の上場大企業の会計不正事案や新規公開株に関する不適切事例を契機として、改めて監査の信頼性が問われており、これを受けて、監査法人のガバナンス・コードの策定などを今後検討することとされている。

このような状況に対応するため、審査会が実施するモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図っていくこととする。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）や外国当局に積極的に提供することとし、協力・連携関係の強化を図るとともに、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、広く一般に提供する情報の充実も図っていく。

## 【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

審査会は、以上の観点を踏まえ、監査事務所等モニタリング基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

### 1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト・モニタリングを実施する。

## **(1) 協会による品質管理レビューの検証**

自主規制機関としての協会の監査の品質の向上に向けた対応等を公益的立場から促すことを目的として、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上について、検証等を行う。

また、監査事務所に対する審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向の議論を実施する。

## **(2) 報告徴収**

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、限られた資源のもと、モニタリングを効率的に実施するために、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、以下のとおり、適時に報告徴収を実施する。

- ① 品質管理のシステムの整備状況や中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収
- ② ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を継続的に把握するための報告徴収
- ③ 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握し、当該事務所の改善を促していくために実施する報告徴収

## **2. 検査基本方針**

審査会は、以下に掲げる事項に留意し、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

### **(1) 検査の実施**

- ① 大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。中小規模監査事務所については、品

質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

- ② 監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

## (2) 検査にあたっての留意事項

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性に応じたものとなっているかについて検証する。
- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して監査手続を実施しているか検証する。
- ③ 監査事務所に根本的な原因を踏まえた有効な改善を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

検査の実施にあたっては、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査においては、監査事務所の理解・協力が不可欠であるため、原則全件、検査に対する監査事務所の意見を聴取(検査モニター)することとする。

## 3. モニタリング情報の提供方針

審査会は、監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめ、監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

- ① 審査会は、検査結果について、監査事務所にその内容を通知するが、監査事務所に対して指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果等に係る情報の充実に努める。

(注) 監査事務所においては、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

- ② 検査結果については、その分析結果から抽出された業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど、より一層の活用に努める。

(注) 監査事務所において監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示、市場関係者への参考情報の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、毎年その内容を見直している。

- ③ 投資者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果を整理した上で、取りまとめて公表する(「モニタリングレポート」)など、広く一般に提供される監査の品質に係る情報の充実に努める。

#### 4. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収及び検査を行っているところである。

今後も、上記の条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、必要に応じ、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。